島根県特別支援教育就学奨励費交付要綱

（趣旨）

第１条　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の規定及び同法の趣旨に基づく特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の交付については、就学奨励費取扱規則（平成 30 年島根県教育委員会規則第３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（支弁区分決定の通知）

第２条　規則第７条第２項及び第８条第３項に規定する支弁区分の決定通知は、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書（様式第１号）によるものとする。

（状況報告）

第３条　校長は、就学奨励費の支給状況について県の要求があったときは、特別支援教育就学奨励費負担金等状況報告書（様式第２号）を県に提出しなければならない。

（実績報告）

第４条　校長は、当該年度における事業を完了したときは、県が別に通知する期日までに、特別支援教育就学奨励費負担金等実績報告書（様式第３号）を県に提出しなければならない。

（交付方法）

第５条　校長は、児童等（規則第３条に規定する「児童等」に同じ。）の保護者等（規則第３条に規定する「保護者等」に同じ。）から申し出があったときは、規則第９条第２項の規定にかかわらず、就学奨励費の全部又は一部をその者の預金又は貯金口座に振り込む方法により支給することができる。

２　保護者等は、前項の規定により口座振込の方法による支給を申し出る場合は、口座振込申出書（様式第４号）を校長に提出するものとする。

（書類の整備）

第６条　校長は、就学奨励費に係る各経費の支給の基礎及び支給状況を明確にするため次に掲げる書類を整備するものとする。

⑴　教科用図書購入費個人別内訳表（様式第５号）

⑵　学校給食費支給表（様式第６号）

⑶　寄宿舎食費支給表（様式第７号）

⑷　修学旅行実施内訳（様式第８号）

⑸　校外活動等実施内訳（様式第９号）
⑹　個人別支給台帳（様式第 10 号）
２　保護者等は、就学奨励費に係る各経費の支給の基礎を明確にするため次に掲げる書類を校長に提出するものとする。
⑴　通学費所要届（様式第 11 号）
⑵　帰省費所要届（様式第 12 号）
⑶　購入費（対象経費）確認書（様式第 13 号）

（高等学校に就学する視覚障がいのある生徒に対する教科用図書購入費の支給）
第７条　島根県立高等学校に就学する視覚障がいのある生徒で、教科用図書に代えて文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書又は点字により検定教科用図書等を複製した図書を使用する者は、教科用図書購入費関係書類提出書（様式第 14 号）に支給対象経費を支出したことを証する書面を添付して、校長に提出しなければならない。
２　校長は、前項の提出書に、教科用図書購入費意見書（様式第 15 号）を添付して、県に提出しなければならない。
３　県は、前項の規定により提出された提出書を受理したときは、審査を行い、支給要件に該当すると認められる場合は、教科用図書購入費支給決定通知（様式第 16 号）により校長に通知するものとする。

（書類の保管）
第 8 条　校長は、前２条に規定する書類のほか、就学奨励費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該年度の終了後５年間保管しなければならない。

附　則
１　この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。
２　県単独就学奨励費（給食費）支給要綱（平成 23 年４月１日島教特第 244 号）は、廃止する。

附　則
この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和２年 11 月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則
１　この要綱は、令和５年９月２２日から施行する。
２　県単独就学奨励費（拡大教科用図書）支給要綱（平成 20 年４月１日島教特第 1215 号）

は、廃止する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。